

第 号

向精神薬輸入

向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、  
向精神薬使用業、向精神薬卸売業、  
向精神薬小売業

者免許証

所在地

向精神薬営業所

名称

住所（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第 50 条第 1 項の規定により免許を受けた向精神薬輸入業

向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、  
向精神薬使用業、向精神薬卸売業、  
向精神薬小売業

者であることを証明する。

年 月 日

地方厚生（支）局長（都道府県知事）

印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

（注意）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。